

阿南工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

(令和2年7月8日)
(規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校教員組織規則の規定に基づき、阿南工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に掲げるいじめであるかの判断に関すること。
- (2) いじめの状態がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に掲げる重大事態であるかの判断に関すること。
- (3) いじめの事実関係の調査並びに対策の方針に関すること。
- (4) いじめの防止に向けた取組に関すること。
- (5) その他いじめ対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事
- (4) 学生主事
- (5) 寮務主事
- (6) 学生相談室長
- (7) 事務部長
- (8) その他校長が指名する者（学外者も含む）

(任期)

第4条 前条第8号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主催する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(報告・連携)

第6条 委員長は、必要に応じて、委員会の審議結果を運営委員会に報告するとともに関

連する組織と連携を図るものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月4日から施行する。